

庁名 札幌地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備 考
		郵便切手の場合													
		500円	350円	270円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8	2	2			10		5		10		6790円	7000円 ※被告が1名増すごとに3000円追加	※左記の郵便切手額は被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに3000円分を追加（内訳） 500円4枚、110円5枚、50円5枚、20円10枚 ※予納金（保管金）として納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金を添えて、札幌地方裁判所出納課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	少額訴訟	8	2	2			10		5		10		6790円	7000円 ※被告が1名増すごとに3000円追加	※左記の郵便切手額は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに3000円分を追加（内訳） 500円4枚、110円5枚、50円5枚、20円10枚 ※予納金（保管金）として納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金を添えて、札幌地方裁判所出納課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	一般調停						4		4				12,760円	4000円 ※相手方が1名増すごとに3000円追加	※左記の郵便切手額は相手方1名ごとの額 相手方が1名増すごとに同額を追加 ※予納金（保管金）として納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金を添えて、札幌地方裁判所出納課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	特定調停							3					330円	3000円 ※相手方が1名増すごとに2000円追加	※左記の郵便切手額は相手方1名ごとの額 相手方が1名増すごとに同額を追加 ※予納金（保管金）として納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金を添えて、札幌地方裁判所出納課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
支払督促	支払督促												1330円	7000円 ※ハガキ×債務者の数	※左記の郵便切手額の内訳 1220円分1組、110円分1組 ※債務者が1名増すごとに1220円分を追加 ※ハガキ（送達結果通知用） 債務者の人数分の枚数 ※1220円分1組については、申立書の枚数によって金額が増えることがあります。 ※予納金（保管金）として納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、札幌地方裁判所出納課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。